碧南市保育所保育料徴収基準額表(令和元年10月より)

1 保育短時間認定

	床自然时间的是 			3 歳未満児					3 歳以上児					
階層		階層の定義		9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間
А	生活保護世帯等	上活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
В		市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	70	140	210	280	350	0	50	100	150	200	250
C 1		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4, 200	4, 400	4,600	4,800	5, 000	0	120	240	360	480	600
C 2		所得割の額 48,600円未満	6, 500	6,820	7, 150	7, 470	7, 800	8, 120	0	220	440	660	880	1, 100
D 1	A階層を除き前 一年分の市町村民 税の額の区分が 一次の区分に該当	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8, 500	8,920	9, 350	9, 770	10, 200	10,620	0	320	640	960	1, 280	1,600
D 2		所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13, 200	13, 800	14, 400	15, 000	0	470	940	1, 410	1,880	2, 350
D 3		所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18, 700	19, 550	20, 400	21, 250	0	670	1, 340	2,010	2, 680	3, 350
D 4		所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24, 500	25, 720	26, 950	28, 170	29, 400	30, 620	0	870	1,740	2,610	3, 480	4, 350
D 5		所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32,000	33, 600	35, 200	36, 800	38, 400	40,000	0	950	1,900	2, 850	3, 800	4, 750
D 6		所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38, 500	40, 420	42, 350	44, 270	46, 200	48, 120	0	1,020	2, 040	3, 060	4, 080	5, 100
D 7		所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49, 350	51, 700	54, 050	56, 400	58, 750	0	1, 100	2, 200	3, 300	4, 400	5, 500
D 8		所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48, 000	50, 400	52, 800	55, 200	57, 600	60,000	0	1, 150	2, 300	3, 450	4,600	5, 750
D 9		所得割の額 301, 000円以上	49,000	51, 450	53, 900	56, 350	58, 800	61, 250	0	1, 200	2, 400	3,600	4,800	6,000

2 保育標準時間認定

4 17	2 保育標準時間認定													
ruk noz	階層の定義		3 歳未満児					3歳以上児						
阳阳			通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
В		市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Б		市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	0	0	0	70	140	0	0	0	0	50	100
C 1		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4, 200	4, 400	4,600	4,800	5,000	0	0	0	0	120	240
C 2		所得割の額 48,600円未満	6, 500	6,820	7, 150	7, 470	7, 800	8, 120	0	0	0	0	220	440
D 1		所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8, 500	8, 920	9, 350	9, 770	10, 200	10,620	0	0	0	0	320	640
D 2	年分の市町村民 税の額の区分が 次の区分に該当	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13, 200	13, 800	14, 400	15, 000	0	0	0	0	470	940
D 3		所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18, 700	19, 550	20, 400	21, 250	0	0	0	0	670	1, 340
D 4		所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24, 500	25, 720	26, 950	28, 170	29, 400	30, 620	0	0	0	0	870	1,740
D 5		所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32, 000	33, 600	35, 200	36, 800	38, 400	40,000	0	0	0	0	950	1,900
D 6		所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38, 500	40, 420	42, 350	44, 270	46, 200	48, 120	0	0	0	0	1,020	2, 040
D 7		所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49, 350	51, 700	54, 050	56, 400	58, 750	0	0	0	0	1, 100	2, 200
D 8		所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48, 000	50, 400	52, 800	55, 200	57, 600	60,000	0	0	0	0	1, 150	2, 300
D 9		所得割の額 301, 000円以上	49,000	51, 450	53, 900	56, 350	58, 800	61, 250	0	0	0	0	1, 200	2, 400

- 1 通常保育時間の8時間(午前8時から午後4時)を超えて長時間保育を実施する場合は、超える保育時間1時間以内毎に基準額表に記載の保育料を適用します。 ※3 (2) の第1子に該当する世帯については、1時間ごとに、算出した保育料(1,500円) の5パーセントをそれぞれ加算します。 (10円未満の端数切り捨て)
- 2 同一世帯で2人以上の児童が保育園または幼稚園に同時に入所している場合、保育所入所児童の保育料(利用料)は下表のとおりです。

児童の区分	保 育 料					
ア、最年長児	保育料徴収基準額表に定める額					
イ、ア以外の児童のうち最長児	保育料徴収基準額表に定める額×0.5					
ウ、ア・イ以外の児童	無 料					

3 市民税額が基準額以下の世帯の場合の保育料(利用料)は下表のとおりです。なお、児童数は扶養義務者が養育している生計同一子ども(年齢制限なし)の範囲で数えます。 (2) ひとり親・障害者世帯(所得割の額77,101円未満の世帯) (1) 多子世帯 (所得割の額57,700円未満の世帯)

児童の区分	保 育 料
第1子(最年長児)	保育料徴収基準額表に定める額
	保育料徴収基準額表に定める額×0.5 ※ただし市町村民税非課税世帯の場合は無料
第3子以降	無料

(2) 0.2 9 秋 摩音祖臣	5 市 (万十寸百)v 2 位(11,101) 1 / (両 v 2 匹 市)
児童の区分	保 育 料
第1子(最年長児)	1,500円
第2子以降	無料

- 4 上記の規定に関わらず、扶養義務者が養育している18歳未満の児童で、出生の最も早い者から数えて第3番目以降の児童に係る保育料を無料とします(要申請)。 5 上記2~4について、**令和元年度のみ**延長保育料(上記網掛け部分)にも適用します。